

# 【第4回】 ESG情報開示③ ～日本企業の現状と課題～

【連載スケジュール予定】

第1回	そもそもESGとは	2020年10月20日号 (No.1592)
第2回	ESG情報開示①～何が企業に期待されるのか～	2020年11月1日号 (No.1593)
第3回	ESG情報開示②～データ品質マネジメントと第三者保証～	2020年11月20日号 (No.1595)
第4回	ESG情報開示③～日本企業の現状と課題～	2020年12月10日号 (No.1597)
第5回	気候変動への対応① 脱炭素経営に向けて	2020年12月20日号 (No.1598)
第6回	気候変動への対応② 再生可能エネルギーの導入に向けて	2021年1月1日号 (No.1599)
第7回	ERM(全社リスクマネジメント)へのESGの組み込み	2021年1月10・20日号 (No.1600)
第8回	非財務情報管理のダッシュボードの導入	2021年2月1日号 (No.1601)
第9回	コーポレートファイナンスとESG	2021年2月10日号 (No.1602)

ESG記事のエッセンス

- 日本企業の多くはグローバルレポーティング基準であるGRIスタンダードを参照した報告書を発行しており、統合報告書を発行する企業は増加傾向にある。しかしながら、ESG情報開示の質の面では依然として課題が残っている。
- ESG情報開示の質をさらに高めるためには、ステークホルダーとのエンゲージメントを通じて、開示した情報がステークホルダーの期待に対してどれだけ応えられているかを確認することが重要となる。

PwCあらた有限責任監査法人  
田原 英俊  
PwCあらた有限責任監査法人  
森 悠介

## ESG情報開示に関するグローバルの動きと日本企業の現状と課題

### (1) ESG情報開示に関連するグローバルの動き

ESG情報開示を取り巻く環境として、1997年のグローバル・レポーティング・イニシアティブ(Global Reporting Initiative、GRI)の設立、1999年にESG格付けとしてDow Jones Sustainability Index (DJSI)の開始から現在に至るまでさまざまなESG情報開示の基準が整備され、ESG格付けが進展しつつある。特にESG情報開示に関する最近の動きとしては、2013年の国際統合報告評議会(International Integrated Reporting Council、IIRC)による国際IRフレームワークの発表、2017年の気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures、以下「TCFD」という)による気候関連の情報開示提示の発表、2018年の米国サステナブル会計基準審議

会(Sustainability Accounting Standards Board、SASB)によるSASBスタンダードの発表などがある。

また、直近の動きとしては、今年の9月22日に世界経済フォーラム(World Economic Forum、WEF)による「ステークホルダー資本主義

の進捗を測定し持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して」と題した報告書が発表された。同報告書には、企業が業種や地域を問わず報告できる普遍的なESGの指標と開示・報告の枠組みなどが含まれている。すでに多くの企業が同報告書に含まれる指標をユニバーサルな指標として支持する動きが出ており、具体的にESG情報開示にこれらの指標を組み込む動きも出ていることから、今後注目が集まる可能性がある。このようにESG情報開示に関してグローバルではさまざまな枠組みが形成されつつある。

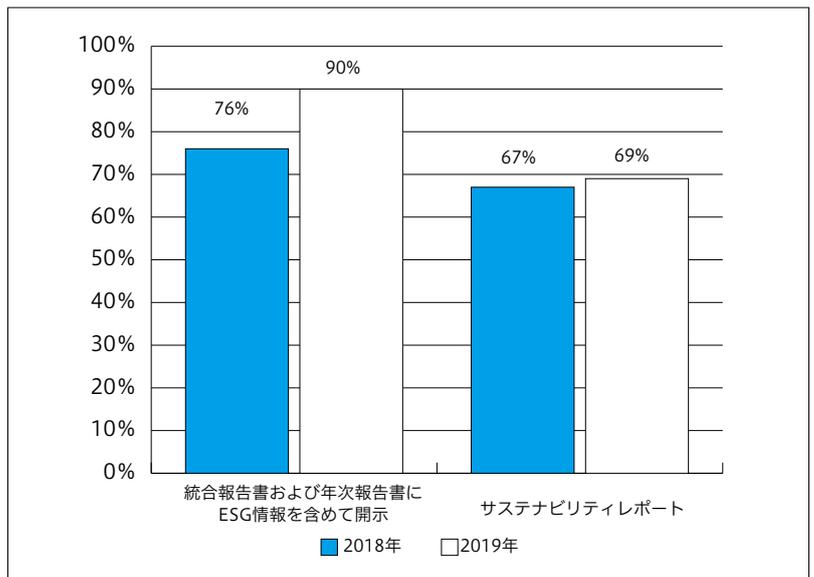
### (2) 日本のESG情報開示の現状と課題

日本国内においては、第1回で説明したとおり、1990年代前半から環境報告書の発行が始まり、その

後1997年の環境省(当時環境庁)による「環境報告書ガイドライン」の発行を受けて環境報告書を公表する企業が急増した。その後、環境に関する取組みのみならず、社会側面も含めた情報開示がされるようになった。特に近年では、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が2015年に国連責任投資原則(UNPRI)に署名したことによりESG投資が急激に伸展している。また、2017年にはGPIFが国内に特化したESGインデックスを設定したことにより、多くの日本企業は積極的なESG情報開示を推進していると考えられる。

では、日本企業のESG情報開示の現状はどのような課題を抱えているのか。弊社では、毎年TOPIX100構成銘柄のサステナビリティレポートニングに関する調査を実施しており、本号ではその調査結果からみえるESG情報開示における日本企業の現状と課題について考察する。なお、文中における意見はすべて筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

(図表1) 統合報告書、サステナビリティレポートの発行割合(2018年・2019年)

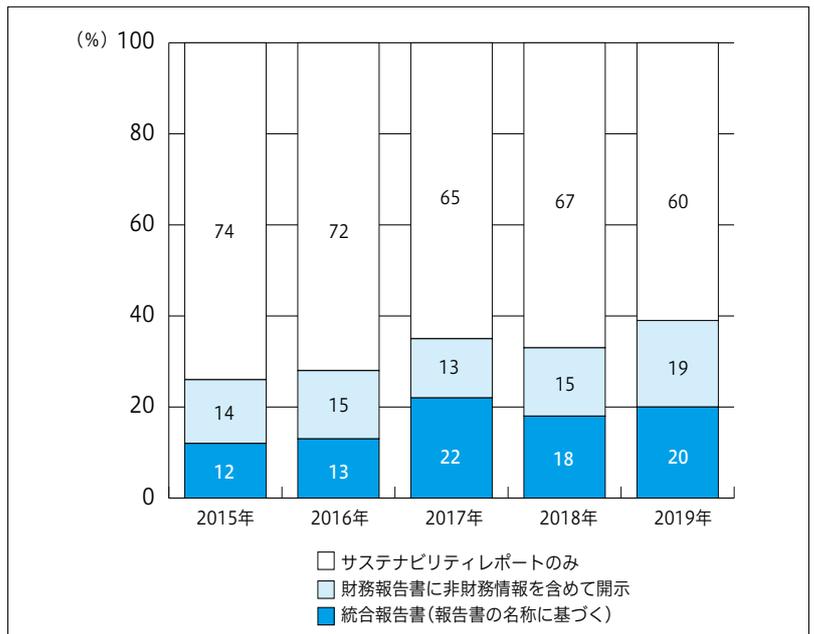


(出所) PwC作成

## レポートニング形態

企業は統合報告書、年次報告書、サステナビリティレポート、CSRレポート、ESGデータブックなどさまざまなレポートニング形態でESG情報を開示している。TOPIX100構成銘柄では全体の90%の企業が統合報告書を発行しており、2018年の76%から大幅に増加し

(図表2) 企業のレポートニング形態



(出所) Reporting matters, WBCSD 2019 ReportよりPwC作成

ている(図表1)。一方で、サステナビリティレポート(CSRレポート、ESGデータブック含む)を発行している企業は、2018年の67%から2019年は69%となっている。つまり日本企業は、主に投資家やESG格付け向けの情報として、ESG情報と財務情報をあわせて開示する統合報告書の形態が主流となっていると考えられる。では、グローバルではどのようなレポートニング形態がトレンドとなっているのか。持続可能な開発のための経済人会議(World Business Council for Sustainable Development, WBCSD)の調査によると、グローバルでは、サステナビリティレポートのみを発行している企業の割合は依然として高く、2015年は74%を占めていたが、2019年には60%に減少している(図表2)。一方で、非財務情報

を含めた財務報告書を開示する企業、または名称を統合報告書として開示する企業の割合は2015年の26%から、2019年には40%程度まで増加している。

したがって、日本企業はグローバルと比較してレポートインテグレーションとして、財務情報とESG情報をあわせて報告する統合報告書の割合が高く、一般的となりつつあると考えられる。では、具体的にESG情報開示の質はどうか。レポートインテグレーションのみでは判断できないため、次にそれぞれの観点からレポートインテグレーションの質に関して考察する。

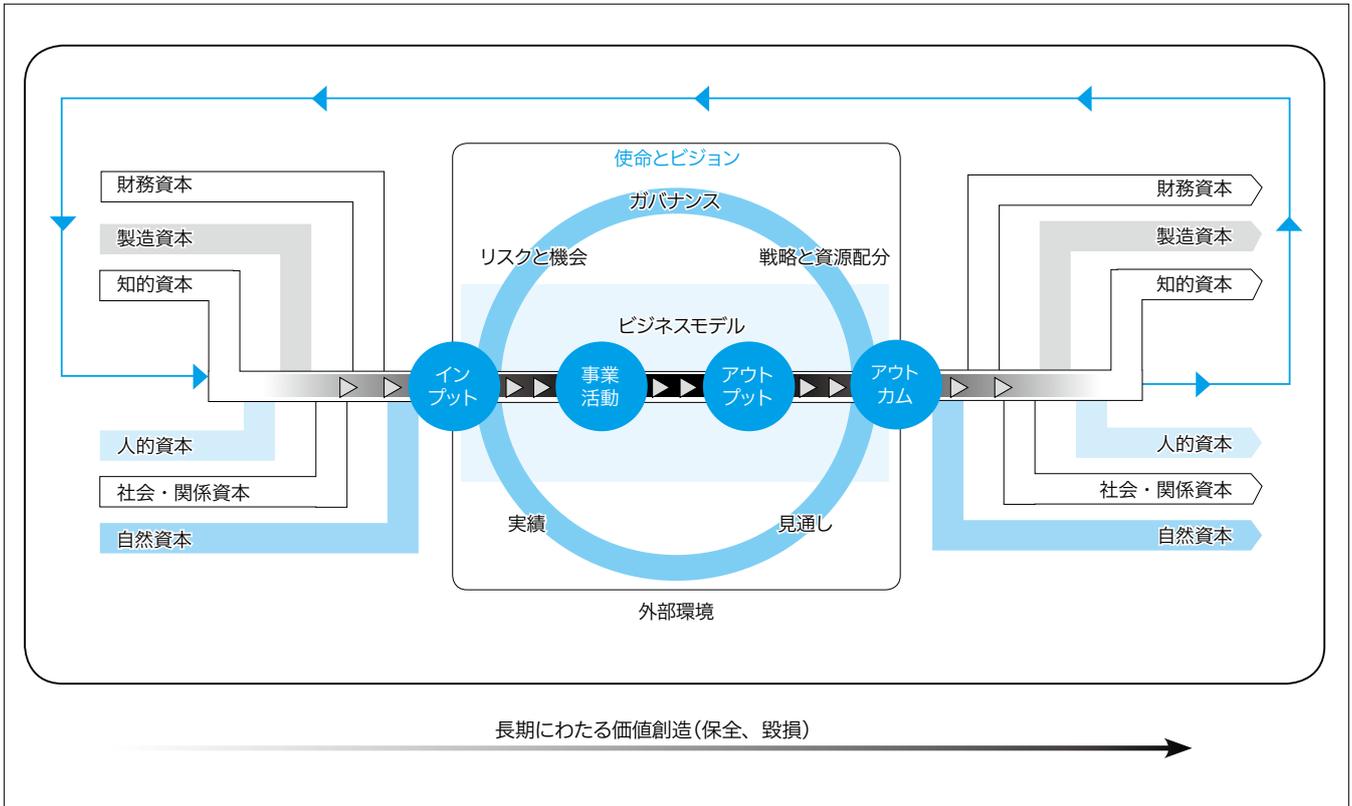
## レポートインテグレーション基準

日本企業が統合報告書やサステナビリティレポートを作成する際にどのようなグローバルのレポートインテグレーション基準を活用しているのか。企業が活用するサステナビリティレポートインテグレーションのツールとして、GRIスタンダードがある。調査対象企業のうち約8割の企業が何らかの形でGRIスタンダードを参照してレポートを作成しており、グローバルのレポートインテグレーション基準を活用しているといえる。

次に統合報告書のレポートインテグレーション基準としては、国際（IR）フレームワークがある。国際（IR）フレームワークにおいて、統合報告書は、組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績および見通しが、どのように短・中・長期の価値創造を導くかについての簡潔なコミュニケーションであるとしている。また、その目的は財務資本の提供者に対し、組織が長期にわたるどのように価値を創造するかについて説明することであり、それゆえ、統合報告書には、関連する財務情報とその他の情報の両方が含まれるとしている。図表3に記載されているとおり、企業は財務資本だけでなく、非財務資本である製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本を活用し、どのように中長期的に価値創造をしているか、もしくは今後するつもりかを報告することが求められている。

調査対象企業で統合報告書を発行している企業が国際（IR）フレームワークを何らかの形で参照している割合は26%となっている。また、前記フレームワークに含まれている非財務資本（製造、知的、人間、社会関係および自然）のうち少なくとも

（図表3） 価値創造プロセス



（出所）『国際統合報告フレームワーク日本語訳』より引用

1つの資本について、インプットまたはアウトプットの観点からビジネスモデルを説明している企業については46%となっており、統合報告書の作成において、国際（IR）フレームワークはGRIスタンダードと比較して、広く活用されていない状況にあるといえる。国際（IR）フレームワークを参照している企業がどこまで同フレームワークに沿った開示をしているかは詳細な分析が必要となるが、国際（IR）フレームワークが提唱する統合思考・統合マネジメントがまだ実践されていない状況にあり、財務情報と非財務情報をあわせた報告書を統合報告書として発行している可能性がある。

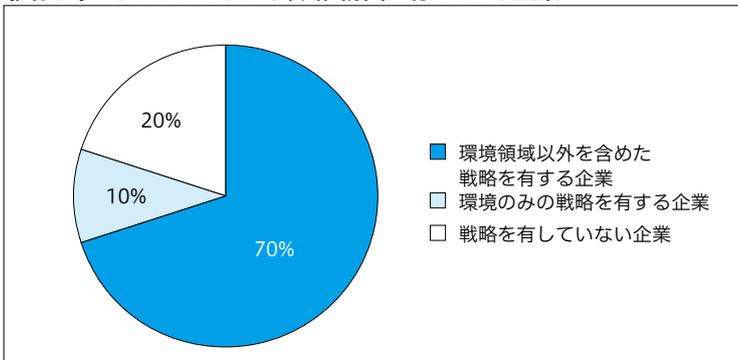
加えて、米国上場企業が米連邦証券取引委員会（SEC）に提出を義務づけられている財務書類において持続可能性情報を開示する際の基準を設定することを目的として策定されたSASBスタンダードがある。SASBスタンダードを参照している企業は、GRIスタンダードや国際（IR）フレームワークと比較するとさらに少なく全体の13%にとどまっている。これは、SASBスタンダードが発表されて間もないこと、また、当初SASBは米国上場企業をター

ゲットとしていたためと考えられるが、最近では投資家から高い関心が示されており、今後注目が高まっていくと考えられる。

## 戦略

サステナビリティの課題に対応するための戦略や計画を有している企業は全体の80%を占めている（図表4）。そのうち環境領域のみの戦略は10%となっており、環境領域以外

（図表4） サステナビリティ戦略・計画を有している企業



（出所） PwC作成

（社会やガバナンス）を含めた戦略を有する企業は70%となっている。つまり多くの企業は環境領域にとどまらず、ESGの複数の領域を包括した戦略や計画を有している。

一方で、サステナビリティ戦略・計画を有している企業のうち、それをビジネス戦略と関連づけている企業は56%となっている。これは、サステナビリティ戦略・計画はビジネス戦略とは独立して存在している可能性があり、企業のサステナビリティがビジネスに対してどのような影響があるのか、十分に分析されていない可能性がある。

## マテリアリティ

企業が最も多く活用しているGRIスタンダードが提唱する、企業にとって重要な課題であるマテリアリティについては、91%の企業が特定している。マテリアリティはサステナビリティレポートの1つであり、最も重要ステップの1つであり、日本企業においてもマテリアリティの特定は一般的になっていると考えられる。しかしながら、マテリアリティがなぜ企業にとって重要なかを説明している企業はマテリアリティを

特定している企業のうち約半数となっている。

また、マテリアリティは特定しているものの、開示内容と特定したマテリアリティとの整合（マテリアリティに基づいてレポートが構成されている）を図っている企業は、35%のみとなっている。企業はGRIスタンダードに沿ってマテリアリティを特定しているものの、マテリアリティの自社にとっての重要性の観点から十分に分析されていない可能性があり、また、取組みがマテリアリティに沿って十分に管理されていない可能性がある。

## 目標値・KPI

サステナビリティの取組みを管理するためには、戦略や計画に基づいた目標・KPIの設定が重要な要素となる。マテリアリティを特定している企業のうち、少なくとも1つのマテリアリティに対してKPIを設定している企業は87%、2つ以上のマテリアリティに対してKPIを設定している企業は71%となっており、多くの企業が特定したマテリアリティに対するKPIを設定している。一方で、特定したマテリアリティ

に対する中・長期の定量的な目標値を設定している企業の割合は60%となっている。これは、特定したマテリアリティに対して、企業が取組みを管理するために、中・長期的に何を目指して取り組んでいくのかを定量的に示せていないことを表していると考えられる。

## ガバナンス

サステナビリティを管理するためのガバナンス体制については、80%の企業がサステナビリティガバナンスの構造として、サステナビリティ・CSR委員会やサステナビリティ部門などを設置しており、企業のなかでサステナビリティを管轄するガバナンス体制がおおむね整備されつつあると考えられる。グローバル先進企業では、サステナビリティを管理するためのガバナンス体制として、取締役委員会の一つにサステナビリティ委員会を設置し、取締役の報酬を決定する要素の一つにサステナビリティを含める動きも出ており、日本企業においてもトップマネジメント層を含めたガバナンス体制の構築が今後求められていく可能性がある。

## 第三者保証

企業が公表している各種データの信頼性・透明性を確保するためには、第三者によるデータの保証が必要となる。多くのESG格付けにおいても、環境および社会データに対して第三者保証の有無が問われている。マテリアリティを特定しKPIを設定している企業のうち、少なくとも1つのKPIについて第三者保証を受審している企業は78%となっているが、すべてのKPIに対して第三者保証を受審している企業は2.5%に留まっている。日本企業は環境データに関する第三者保証の受審割合が多いものの、社会データに関しては依然として低い割合に留まっていると考えられる。

## まとめ

日本は、投資家が意思決定において非財務情報を重視しつつあることを認識しており、多くの企業がESG情報を積極的に開示する動きがある。多くの企業はGRIスタンダードを参照した報告書を発行しており、財務情報と非財務情報を統合し

た統合報告書を発行する企業は増加傾向にある。また、多くの企業で環境領域のみならずESGの複数の領域を包括した戦略や計画を有しており、GRIスタンダードが提唱するマテリアリティを特定している。

しかしながら、ESG情報の質の観点からは依然として課題が残っている。サステナビリティ戦略・計画は有しているものの、それをビジネス戦略と関連づけていない企業が約半数に上り、マテリアリティは特定しているものの、マテリアリティと開示内容との整合性が取れていない企業やマテリアリティに対する中・長期の定量的な目標値を設定していない企業がある。また、設定しているKPIに対して第三者保証を受審している企業は増えつつあるものの、すべてのKPIに対して第三者保証を受審している企業は低い水準となっている。

今後、日本企業がESG情報開示の質を向上させるためには、自社が特定したマテリアリティは企業のビジネスにとってなぜ重要か、特定したマテリアリティに対して取組みを管理するための目標・KPIを設定されているかなど、あらためて自社のESG情報開示内容を見直す必要が

ある。ESG情報開示の価値は、企業に対して意思決定するステークホルダーに対する透明性の確保と説明責任を果たすことであり、ステークホルダーとのエンゲージメントを通じて、開示した情報がステークホルダーの期待にだけだけ応えられているかを確認することが重要である。

森 悠介(もり・ゆうすけ)  
PwCあらた有限責任監査法人  
サステナビリティ・サービス マネージャー  
国際協力機構(JICA)において、13年間にわたり途上国の開発協力業務や民間企業との連携業務などに従事。2016年よりPwCにて自動車、食品、通信などの幅広い産業に対して、サステナビリティマネジメントおよび非財務情報開示の改善に向けたサステナビリティ格付け、サステナビリティレポートの企画、ステークホルダーエンゲージメント、戦略的社会的貢献活動に関するアドバイザー業務に従事。その他公的機関向けには、インパクト投資やソーシャル・インパクト・ボンドに関するグローバルの動向調査に従事。英国ノッティンガム大学経営学修士(MBA)。

田原 英俊(たはら・ひでとし)  
PwCあらた有限責任監査法人  
サステナビリティ・サービス パートナー  
自動車メーカーにおいて環境担当として9年間にわたり、環境戦略立案と実行、環境マネジメント、環境コミュニケーション、環境情報開示に従事。2011年よりPwCにて自動車、通信、食品・飲料、航空、重工業、化学など幅広い産業におけるサステナビリティに関する戦略立案、マネジメント改善、および情報開示・格付けなどのコンサルティングに従事。英国インペリアルカレッジロンドン理学修士(環境政策/技術)、大阪大学工学修士(土木工学)。